

年度 区分	平成9～平成11	平成12～平成14
土地	固定資産評価基準 (市街地宅地評価法、その他の宅地評価法)	固定資産評価基準 (市街地宅地評価法、その他の宅地評価法)
	固定資産評価基準	固定資産評価基準
	同上	同上
	同上(付近地目に比準)	同上(付近地目に比準)
家屋	固定資産評価基準 (本則)(経過措置)	固定資産評価基準 (本則)(経過措置)
	同上	同上
償却資産	各年度とも当該年度の固定資産評価基準による	各年度とも当該年度の固定資産評価基準による

年度 区分	平成9～平成11	平成12～平成14
固定 資 産 税	負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。	負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。
	・商業地等の宅地 の負担水準 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$	・商業地等の宅地 の負担水準 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$
	・住宅用地 の負担水準 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \times 100\%$	・住宅用地 の負担水準 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \times 100\%$
	・農地の負担水準 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$	・農地の負担水準 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$
	区分 負担水準 80%を超えるもの 60%以上80%以下のもの 40%以上60%未満のもの 30%以上40%未満のもの 20%以上30%未満のもの 10%以上20%未満のもの 10%未満のもの	区分 負担水準 80%まで引下げ 据え置き 1.025 1.05 1.075 1.1 1.15
	区分 負担水準 100%以上 80%以上100%未満のもの 40%以上80%未満のもの 30%以上40%未満のもの 20%以上30%未満のもの 10%以上20%未満のもの 10%未満のもの	区分 負担水準 本則課税 据え置き 1.025 1.05 1.075 1.1 1.15
	区分 負担水準 90%以上 80%以上90%未満のもの 70%以上80%未満のもの 70%未満のもの	区分 負担水準 1.025 1.05 1.075 1.1
	・住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/6 ②一般住宅用地…評価額×1/3	・住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/6 ②一般住宅用地…評価額×1/3
	・著しい地価の下落があった土地の税負担については一定の要件のいずれをも満たすものについては、その税額は据え置かれます。	・著しい地価の下落があった土地の税負担については一定の要件のいずれをも満たすものについては、その税額は据え置かれます。
年度 区分	平成9～平成11	平成12～平成14

年度 区分	平成9～平成11	平成12～平成14
都市 計 画 税	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地…評価額×2/3	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地…評価額×2/3
	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ

年度 区分	平成15～平成17	平成18～平成23
土地	宅地 (市街地宅地評価法、その他の宅地評価法)	固定資産評価基準 (市街地宅地評価法、その他の宅地評価法)
	農地 固定資産評価基準	固定資産評価基準
	山林 同 上	同 上
	その他 同上 (付近地目に比準)	同上 (付近地目に比準)
家屋	木造 固定資産評価基準 (本則) (経過措置)	固定資産評価基準 (本則) (経過措置)
	非木造 同 上	同 上
償却資産	各年度とも当該年度の固定資産評価基準による	各年度とも当該年度の固定資産評価基準による

年度 区分	平成15～平成17	平成18～平成23																																																																												
固定資産税	負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。	負担水準区分に応じて当該年度課税標準額を求める。																																																																												
	・商業地等の宅地 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$	・商業地等の $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$																																																																												
	・住宅用地 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \times 100\%$	・住宅用地の $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{本則課税標準額}(*)} \times 100\%$																																																																												
	・農地の負担水準 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times 1/3(*)} \times 100\%$	(*)本則課税標準額=新評価額×住宅用地特例率																																																																												
	(*)は市街化区域農地に適用																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">商業地等の宅地</td> <td>70%を超えるもの</td> <td>70%まで引下げ</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下のもの</td> <td>据え置き</td> </tr> <tr> <td>40%以上60%未満のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>30%以上40%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>20%以上30%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>10%以上20%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">住宅用地</td> <td>10%未満のもの</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>100%以上</td> <td>本則課税</td> </tr> <tr> <td>80%以上100%未満のもの</td> <td>据え置き</td> </tr> <tr> <td>40%以上80%未満のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>30%以上40%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>20%以上30%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">農地</td> <td>10%以上20%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>10%未満のもの</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">・住宅用地の特例措置</td> <td>70%以上80%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>①小規模住宅用地…評価額×1/6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②一般住宅用地 …評価額×1/3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・著しい地価の下落があった土地の税負担については一定の要件のいずれをも満たすものについては、その税額は据え置かれます。</td> <td></td> </tr> </tbody></table>	区分	負担水準	負担調整率	商業地等の宅地	70%を超えるもの	70%まで引下げ	60%以上70%以下のもの	据え置き	40%以上60%未満のもの	1.025	30%以上40%未満のもの	1.05	20%以上30%未満のもの	1.075	10%以上20%未満のもの	1.1	住宅用地	10%未満のもの	1.15	100%以上	本則課税	80%以上100%未満のもの	据え置き	40%以上80%未満のもの	1.025	30%以上40%未満のもの	1.05	20%以上30%未満のもの	1.075	農地	10%以上20%未満のもの	1.1	10%未満のもの	1.15	90%以上	1.025	80%以上90%未満のもの	1.05	・住宅用地の特例措置	70%以上80%未満のもの	1.075	70%未満のもの	1.1	①小規模住宅用地…評価額×1/6		②一般住宅用地 …評価額×1/3		・著しい地価の下落があった土地の税負担については一定の要件のいずれをも満たすものについては、その税額は据え置かれます。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>当該年度課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%を超えるもの</td> <td>新評価額×0.7</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下のもの</td> <td>前年度課税標準額に据え置き</td> </tr> <tr> <td>60%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額+新評価額×0.05…A</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Aが新評価額×60%を上回る場合 新評価額×0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Aが新評価額×20%を下回る場合 新評価額×0.2</td> </tr> <tr> <td>100%以上</td> <td>本則課税標準額</td> </tr> <tr> <td>80%以上100%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額に据え置き</td> </tr> <tr> <td>80%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額+本則課税標準額×0.05…B</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Bが新評価額×80%を上回る場合 新評価額×0.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Bが新評価額×20%を下回る場合 新評価額×0.2</td> </tr> <tr> <td>・住宅用地の特例措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①小規模住宅用地…評価額×1/6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②一般住宅用地 …評価額×1/3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	当該年度課税標準額	70%を超えるもの	新評価額×0.7	60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き	60%未満のもの	前年度課税標準額+新評価額×0.05…A		Aが新評価額×60%を上回る場合 新評価額×0.6		Aが新評価額×20%を下回る場合 新評価額×0.2	100%以上	本則課税標準額	80%以上100%未満のもの	前年度課税標準額に据え置き	80%未満のもの	前年度課税標準額+本則課税標準額×0.05…B		Bが新評価額×80%を上回る場合 新評価額×0.8		Bが新評価額×20%を下回る場合 新評価額×0.2	・住宅用地の特例措置		①小規模住宅用地…評価額×1/6		②一般住宅用地 …評価額×1/3
区分	負担水準	負担調整率																																																																												
商業地等の宅地	70%を超えるもの	70%まで引下げ																																																																												
	60%以上70%以下のもの	据え置き																																																																												
	40%以上60%未満のもの	1.025																																																																												
	30%以上40%未満のもの	1.05																																																																												
	20%以上30%未満のもの	1.075																																																																												
	10%以上20%未満のもの	1.1																																																																												
住宅用地	10%未満のもの	1.15																																																																												
	100%以上	本則課税																																																																												
	80%以上100%未満のもの	据え置き																																																																												
	40%以上80%未満のもの	1.025																																																																												
	30%以上40%未満のもの	1.05																																																																												
	20%以上30%未満のもの	1.075																																																																												
農地	10%以上20%未満のもの	1.1																																																																												
	10%未満のもの	1.15																																																																												
	90%以上	1.025																																																																												
	80%以上90%未満のもの	1.05																																																																												
・住宅用地の特例措置	70%以上80%未満のもの	1.075																																																																												
	70%未満のもの	1.1																																																																												
	①小規模住宅用地…評価額×1/6																																																																													
	②一般住宅用地 …評価額×1/3																																																																													
	・著しい地価の下落があった土地の税負担については一定の要件のいずれをも満たすものについては、その税額は据え置かれます。																																																																													
負担水準	当該年度課税標準額																																																																													
70%を超えるもの	新評価額×0.7																																																																													
60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き																																																																													
60%未満のもの	前年度課税標準額+新評価額×0.05…A																																																																													
	Aが新評価額×60%を上回る場合 新評価額×0.6																																																																													
	Aが新評価額×20%を下回る場合 新評価額×0.2																																																																													
100%以上	本則課税標準額																																																																													
80%以上100%未満のもの	前年度課税標準額に据え置き																																																																													
80%未満のもの	前年度課税標準額+本則課税標準額×0.05…B																																																																													
	Bが新評価額×80%を上回る場合 新評価額×0.8																																																																													
	Bが新評価額×20%を下回る場合 新評価額×0.2																																																																													
・住宅用地の特例措置																																																																														
①小規模住宅用地…評価額×1/6																																																																														
②一般住宅用地 …評価額×1/3																																																																														
負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。	負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。																																																																													
・負担水準 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times 1/3(*)} \times 100\%$	・負担水準 $= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times 1/3(*)} \times 100\%$																																																																													
(*)は市街化区域農地に適用	(*)は市街化区域農地に適用																																																																													
ただし、評価額(×1/3)を超える場合は、評価額(×1/3)とする。	ただし、評価額(×1/3)を超える場合は、評価額(×1/3)とする。																																																																													

年度 区分	平成15～平成17	平成18～平成23
都市計画税	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地 …評価額×2/3	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地 …評価額×2/3
	農地 固定資産税と同じ (注) 市街化区域農地の特例率…評価額×2/3	固定資産税と同じ (注) 市街化区域農地の特例率…評価額×2/3

年度 区分	平成24～平成26		平成27～令和2
土地	宅地	固定資産評価基準 (市街地宅地評価法、その他の宅地評価法)	固定資産評価基準 (市街地宅地評価法、その他の宅地評価法)
	農地	固定資産評価基準	固定資産評価基準
	山林	同 上	同 上
	その他	同上(付近地目に比準)	同上(付近地目に比準)
家屋	木造	固定資産評価基準 (本則) (経過措置)	固定資産評価基準 (本則) (経過措置)
	非木造	同 上	同 上
償却資産	各年度とも当該年度の固定資産評価基準による		各年度とも当該年度の固定資産評価基準による

年度 区分	平成24～平成26		平成27～令和2																																
固定資産税	宅地等の住宅用地	負担水準区分に応じて当該年度課税標準額を求める。 • 商業地等の負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$ • 住宅用地の負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{本則課税標準額}(*)} \times 100\%$ (*)本則課税標準額 = 新評価額 × 住宅用地特例率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>当該年度課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%を超えるもの</td> <td>新評価額 × 0.7</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下のもの</td> <td>前年度課税標準額に据え置き</td> </tr> <tr> <td>60%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額 + 新評価額 × 0.05…A Aが新評価額 × 60%を上回る場合 新評価額 × 0.6 Aが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2</td> </tr> <tr> <td>24年</td> <td>100%以上 本則課税標準額</td> </tr> <tr> <td>・90%以上100%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額に据え置き</td> </tr> <tr> <td>25年</td> <td>90%未満のもの 前年度課税標準額 + 本則課税標準額 × 0.05…B Bが新評価額 × 90%を上回る場合 新評価額 × 0.9 Bが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2</td> </tr> <tr> <td>26年</td> <td>100%以上 本則課税標準額 100%未満のもの 前年度課税標準額 × 0.05…B Bが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2</td> </tr> <tr> <td>・住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額 × 1/6 ②一般住宅用地 …評価額 × 1/3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	当該年度課税標準額	70%を超えるもの	新評価額 × 0.7	60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き	60%未満のもの	前年度課税標準額 + 新評価額 × 0.05…A Aが新評価額 × 60%を上回る場合 新評価額 × 0.6 Aが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2	24年	100%以上 本則課税標準額	・90%以上100%未満のもの	前年度課税標準額に据え置き	25年	90%未満のもの 前年度課税標準額 + 本則課税標準額 × 0.05…B Bが新評価額 × 90%を上回る場合 新評価額 × 0.9 Bが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2	26年	100%以上 本則課税標準額 100%未満のもの 前年度課税標準額 × 0.05…B Bが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2	・住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額 × 1/6 ②一般住宅用地 …評価額 × 1/3		負担水準区分に応じて当該年度課税標準額を求める。 • 商業地等の負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$ • 住宅用地の負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{本則課税標準額}(*)} \times 100\%$ (*)本則課税標準額 = 新評価額 × 住宅用地特例率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>当該年度課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%を超えるもの</td> <td>新評価額 × 0.7</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下のもの</td> <td>前年度課税標準額に据え置き</td> </tr> <tr> <td>60%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額 + 新評価額 × 0.05…A Aが新評価額 × 60%を上回る場合 新評価額 × 0.6 Aが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2</td> </tr> <tr> <td>100%以上</td> <td>本則課税標準額</td> </tr> <tr> <td>100%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額 + 本則課税標準額 × 0.05…B Bが本則課税標準額を上回る場合…本則課税標準額 Bが本則課税標準額 × 20%を下回る場合 …本則課税標準額 × 0.2</td> </tr> <tr> <td>・住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額 × 1/6 ②一般住宅用地 …評価額 × 1/3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	当該年度課税標準額	70%を超えるもの	新評価額 × 0.7	60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き	60%未満のもの	前年度課税標準額 + 新評価額 × 0.05…A Aが新評価額 × 60%を上回る場合 新評価額 × 0.6 Aが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2	100%以上	本則課税標準額	100%未満のもの	前年度課税標準額 + 本則課税標準額 × 0.05…B Bが本則課税標準額を上回る場合…本則課税標準額 Bが本則課税標準額 × 20%を下回る場合 …本則課税標準額 × 0.2	・住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額 × 1/6 ②一般住宅用地 …評価額 × 1/3	
負担水準	当該年度課税標準額																																		
70%を超えるもの	新評価額 × 0.7																																		
60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き																																		
60%未満のもの	前年度課税標準額 + 新評価額 × 0.05…A Aが新評価額 × 60%を上回る場合 新評価額 × 0.6 Aが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2																																		
24年	100%以上 本則課税標準額																																		
・90%以上100%未満のもの	前年度課税標準額に据え置き																																		
25年	90%未満のもの 前年度課税標準額 + 本則課税標準額 × 0.05…B Bが新評価額 × 90%を上回る場合 新評価額 × 0.9 Bが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2																																		
26年	100%以上 本則課税標準額 100%未満のもの 前年度課税標準額 × 0.05…B Bが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2																																		
・住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額 × 1/6 ②一般住宅用地 …評価額 × 1/3																																			
負担水準	当該年度課税標準額																																		
70%を超えるもの	新評価額 × 0.7																																		
60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き																																		
60%未満のもの	前年度課税標準額 + 新評価額 × 0.05…A Aが新評価額 × 60%を上回る場合 新評価額 × 0.6 Aが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2																																		
100%以上	本則課税標準額																																		
100%未満のもの	前年度課税標準額 + 本則課税標準額 × 0.05…B Bが本則課税標準額を上回る場合…本則課税標準額 Bが本則課税標準額 × 20%を下回る場合 …本則課税標準額 × 0.2																																		
・住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額 × 1/6 ②一般住宅用地 …評価額 × 1/3																																			
負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乘じて得た額とする。 • 負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times 1/3(*)} \times 100\%$ (*)は市街化区域農地に適用 ただし、評価額(×1/3)を超える場合は、評価額(×1/3)とする。	負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乘じて得た額とする。 • 負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times 1/3(*)} \times 100\%$ (*)は市街化区域農地に適用 ただし、評価額(×1/3)を超える場合は、評価額(×1/3)とする。																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上100%未満のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	90%以上100%未満のもの	1.025	80%以上90%未満のもの	1.05	70%以上80%未満のもの	1.075	70%未満のもの	1.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上100%未満のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	90%以上100%未満のもの	1.025	80%以上90%未満のもの	1.05	70%以上80%未満のもの	1.075	70%未満のもの	1.1														
負担水準	負担調整率																																		
90%以上100%未満のもの	1.025																																		
80%以上90%未満のもの	1.05																																		
70%以上80%未満のもの	1.075																																		
70%未満のもの	1.1																																		
負担水準	負担調整率																																		
90%以上100%未満のもの	1.025																																		
80%以上90%未満のもの	1.05																																		
70%以上80%未満のもの	1.075																																		
70%未満のもの	1.1																																		
平成24～平成26	平成27～令和2																																		
固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額 × 1/3 ②一般住宅用地 …評価額 × 2/3	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額 × 1/3 ②一般住宅用地 …評価額 × 2/3																																		
農地	固定資産税と同じ (注) 市街化区域農地の特例率…評価額 × 2/3	固定資産税と同じ (注) 市街化区域農地の特例率…評価額 × 2/3																																	

年度 区分		令和3～令和5	令和6～令和8
土地	宅地	固定資産評価基準 (市街地宅地評価法、その他の宅地評価法)	固定資産評価基準 (市街地宅地評価法、その他の宅地評価法)
	農地	固定資産評価基準	固定資産評価基準
	山林	同 上	同 上
	その他	同上(付近地目に比準)	同上(付近地目に比準)
家屋	木造	固定資産評価基準 (本則) (経過措置)	固定資産評価基準 (本則) (経過措置)
	非木造	同 上	同 上
償却資産	各年度とも当該年度の固定資産評価基準による	各年度とも当該年度の固定資産評価基準による	

年度 区分		令和3～令和5	令和6～令和8																								
固定資産税	宅地等の宅地	<p>負担水準区分に応じて当該年度課税標準額を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業地等の 負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$ 住宅用地の 負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{本則課税標準額}(*)} \times 100\%$ <p>(*)本則課税標準額 = 新評価額 × 住宅用地特例率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>当該年度課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%を超えるもの</td> <td>新評価額 × 0.7</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下のもの</td> <td>前年度課税標準額に据え置き</td> </tr> <tr> <td>60%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額 + 新評価額 × 0.05 (令和4は0.025) … A (令和3) Aは前年度課税標準額とする。 (令和4～5) Aが新評価額 × 60%を上回る場合 新評価額 × 0.6 (〃) Aが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2</td> </tr> <tr> <td>100%以上</td> <td>本則課税標準額</td> </tr> <tr> <td>100%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額 + 本則課税標準額 × 0.05 … B (令和3) Bは前年度課税標準額とする。 (令和4～5) Bが本則課税標準額を上回る場合…本則課税標準額 (〃) Bが本則課税標準額 × 20%を下回る場合 …本則課税標準額 × 0.2</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 住宅用地の特例措置 <ul style="list-style-type: none"> ①小規模住宅用地…評価額 × 1/6 ②一般住宅用地 …評価額 × 1/3 	負担水準	当該年度課税標準額	70%を超えるもの	新評価額 × 0.7	60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き	60%未満のもの	前年度課税標準額 + 新評価額 × 0.05 (令和4は0.025) … A (令和3) Aは前年度課税標準額とする。 (令和4～5) Aが新評価額 × 60%を上回る場合 新評価額 × 0.6 (〃) Aが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2	100%以上	本則課税標準額	100%未満のもの	前年度課税標準額 + 本則課税標準額 × 0.05 … B (令和3) Bは前年度課税標準額とする。 (令和4～5) Bが本則課税標準額を上回る場合…本則課税標準額 (〃) Bが本則課税標準額 × 20%を下回る場合 …本則課税標準額 × 0.2	<p>負担水準区分に応じて当該年度課税標準額を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業地等の 負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100\%$ 住宅用地の 負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{本則課税標準額}(*)} \times 100\%$ <p>(*)本則課税標準額 = 新評価額 × 住宅用地特例率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>当該年度課税標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%を超えるもの</td> <td>新評価額 × 0.7</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%以下のもの</td> <td>前年度課税標準額に据え置き</td> </tr> <tr> <td>60%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額 + 新評価額 × 0.05 … A Aが新評価額 × 60%を上回る場合 新評価額 × 0.6 Aが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2</td> </tr> <tr> <td>100%以上</td> <td>本則課税標準額</td> </tr> <tr> <td>100%未満のもの</td> <td>前年度課税標準額 + 本則課税標準額 × 0.05 … B Bが本則課税標準額を上回る場合…本則課税標準額 Bが本則課税標準額 × 20%を下回る場合 …本則課税標準額 × 0.2</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 住宅用地の特例措置 <ul style="list-style-type: none"> ①小規模住宅用地…評価額 × 1/6 ②一般住宅用地 …評価額 × 1/3 	負担水準	当該年度課税標準額	70%を超えるもの	新評価額 × 0.7	60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き	60%未満のもの	前年度課税標準額 + 新評価額 × 0.05 … A Aが新評価額 × 60%を上回る場合 新評価額 × 0.6 Aが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2	100%以上	本則課税標準額	100%未満のもの	前年度課税標準額 + 本則課税標準額 × 0.05 … B Bが本則課税標準額を上回る場合…本則課税標準額 Bが本則課税標準額 × 20%を下回る場合 …本則課税標準額 × 0.2
負担水準	当該年度課税標準額																										
70%を超えるもの	新評価額 × 0.7																										
60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き																										
60%未満のもの	前年度課税標準額 + 新評価額 × 0.05 (令和4は0.025) … A (令和3) Aは前年度課税標準額とする。 (令和4～5) Aが新評価額 × 60%を上回る場合 新評価額 × 0.6 (〃) Aが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2																										
100%以上	本則課税標準額																										
100%未満のもの	前年度課税標準額 + 本則課税標準額 × 0.05 … B (令和3) Bは前年度課税標準額とする。 (令和4～5) Bが本則課税標準額を上回る場合…本則課税標準額 (〃) Bが本則課税標準額 × 20%を下回る場合 …本則課税標準額 × 0.2																										
負担水準	当該年度課税標準額																										
70%を超えるもの	新評価額 × 0.7																										
60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き																										
60%未満のもの	前年度課税標準額 + 新評価額 × 0.05 … A Aが新評価額 × 60%を上回る場合 新評価額 × 0.6 Aが新評価額 × 20%を下回る場合 新評価額 × 0.2																										
100%以上	本則課税標準額																										
100%未満のもの	前年度課税標準額 + 本則課税標準額 × 0.05 … B Bが本則課税標準額を上回る場合…本則課税標準額 Bが本則課税標準額 × 20%を下回る場合 …本則課税標準額 × 0.2																										
負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額(C)とする。	負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。																										
※令和3年度に限り、(C)は前年度課税標準額とする。																											
<ul style="list-style-type: none"> 負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times 1/3(*)} \times 100\%$ <p>(*)は市街化区域農地に適用</p> <p>ただし、評価額(×1/3)を超える場合は、評価額(×1/3)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上100%未満のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	90%以上100%未満のもの	1.025	80%以上90%未満のもの	1.05	70%以上80%未満のもの	1.075	70%未満のもの	1.1	<ul style="list-style-type: none"> 負担水準 = $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times 1/3(*)} \times 100\%$ <p>(*)は市街化区域農地に適用</p> <p>ただし、評価額(×1/3)を超える場合は、評価額(×1/3)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上100%未満のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	90%以上100%未満のもの	1.025	80%以上90%未満のもの	1.05	70%以上80%未満のもの	1.075	70%未満のもの	1.1						
負担水準	負担調整率																										
90%以上100%未満のもの	1.025																										
80%以上90%未満のもの	1.05																										
70%以上80%未満のもの	1.075																										
70%未満のもの	1.1																										
負担水準	負担調整率																										
90%以上100%未満のもの	1.025																										
80%以上90%未満のもの	1.05																										
70%以上80%未満のもの	1.075																										
70%未満のもの	1.1																										
固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額 × 1/3 ②一般住宅用地 …評価額 × 2/3	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額 × 1/3 ②一般住宅用地 …評価額 × 2/3																										
農地	固定資産税と同じ (注) 市街化区域農地の特例率…評価額 × 2/3	固定資産税と同じ (注) 市街化区域農地の特例率…評価額 × 2/3																									